

2014 安全報告書



野岩鉄道株式会社

安全報告書

目次

1	ごあいさつ	1
---	-------	---

2	安全を確保するための基本方針と目標	2
2-1	安全に関する基本的な方針および安全に係る行動規範	
2-2	安全目標	

3	安全を確保するための管理体制と方法	3
3-1	安全確保するための管理体制	
3-2	主要管理者の責務	
3-3	安全を確保するための管理方法	
3-4	安全管理体制の充実を図るために	

4	鉄道事故・障害等に関するご報告	7
4-1	輸送障害	
4-2	運転の見合わせ及び列車遅延時間	

5	安全への取り組み	8
5-1	重点安全施策	
5-2	安全活動	
5-3	緊急時対応訓練	
5-4	鉄道テロ対策	
5-5	列車妨害対策	

6	ご利用のお客さま、沿線の皆さま関係者の皆さまとともに	15
6-1	ご利用のお客さま、関係者の皆さまへのPR活動	
6-2	関係者の皆さまとの協力体制	
6-3	ご利用のお客さまへのお願い	

7	安全報告書へのご意見や列車のご案内	19
---	-------------------	----

1 ごあいさつ

平素より野岩鉄道会津鬼怒川線をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当社線は、福島県会津地方と首都圏を直結する鉄道を新設し、両圏の利便性向上と点在する観光資源や温泉地の開発を目的に、南会津地域父祖3代、約100年の時を経て悲願が叶い、昭和61年10月に第三セクター鉄道として、新藤原駅～会津高原駅（現 会津高原尾瀬口駅）間30.7キロを開業し、平成26年で開業28年を迎えました。

当社は、会社発足以来、社是として「安全・確実・親切」を経営の最重要課題と位置づけ、「鉄道輸送の安全」を最優先に取り組み、さらに観光路線としての特徴を活かしつつ、ご利用のお客様や沿線の皆様のご理解、ご協力のもと、本日まで無事故で推移してまいりました。

昨年、当社は国土交通省関東運輸局による2回目の「運輸安全マネジメント評価」を受け、結果は良好でありました。今回の評価をもとに更なる安全管理体制の継続的な改善に向け、役員から従業員まで安全を最優先する意識付けの定着と、従業員の資質管理・教育・訓練等のレベル向上を目指し全社一丸となって取り組んでおります。その一環として、当社では初めて他社の訓練施設を活用し異常時に即した乗務員訓練を実施いたしました。

また、当社線は山岳路線であるため、重点項目として取り組んでいる異常気象時における自然災害や大規模地震の対策として、お客さまの避難誘導、情報連絡網、施設点検、早期復旧等、様々な視点から迅速かつ安全な対応方を検討するとともに、気象観測機器や老朽化した施設の修繕、更新を施し、安全輸送の強化を図っております。

本報告書は、鉄道事業法第19条の4に基づき、「鉄道輸送の安全確保」のために、野岩鉄道が現在まで取り組んでまいりました安全施策について、より多くお客さまに安全・安心をご提供できるように作成いたしました。内容や弊社の安全への取り組みにつきましてのご意見、ご要望を是非お聞かせいただきますようお願い申し上げます。



野岩鉄道株式会社
代表取締役社長

五十嵐 哲男

2 安全を確保するための基本方針と目標

2-1 安全に関する基本的な方針

および安全に係る行動規範

野岩鉄道では、安全に関する基本的な方針および安全に係る行動規範として、「安全管理規程」(平成18年10月1日制定)において、次のとおり定めております。

(1) 安全に関する基本的な方針

社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設、車両等を総合活用して、社員と一体となり輸送の安全を確保するため、「安全に係る行動」により基本方針を定め、必要に応じ見直すものとする。

(2) 安全に係る行動規範

社長、役員及び社員の安全に係る行動規範は運転安全規範に定めるほか、次による。

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともに、これを遵守し厳正忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④ 職務の実施に当り、推測に頼らず、慣れにおちいらず、確認の励行に努め、疑義のある時は、最も安全と思われる取扱いをします。
- ⑤ 事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- ⑥ 情報は漏れなく、迅速・正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

2-2 安全目標

2013年度「安全目標」

～重大事故・重大インシデント・人的ミスに起因する事故ゼロ～

2013年度「運転事故防止年間目標」(現業部門)

～職責を自覚し、基準作業の完全励行～

安全管理規程に定めた安全に関する基本的な方針および安全に係る行動規範に基づき、全社員に安全第一とする意識の確立と関係法令等の遵守の徹底に努めてまいります。

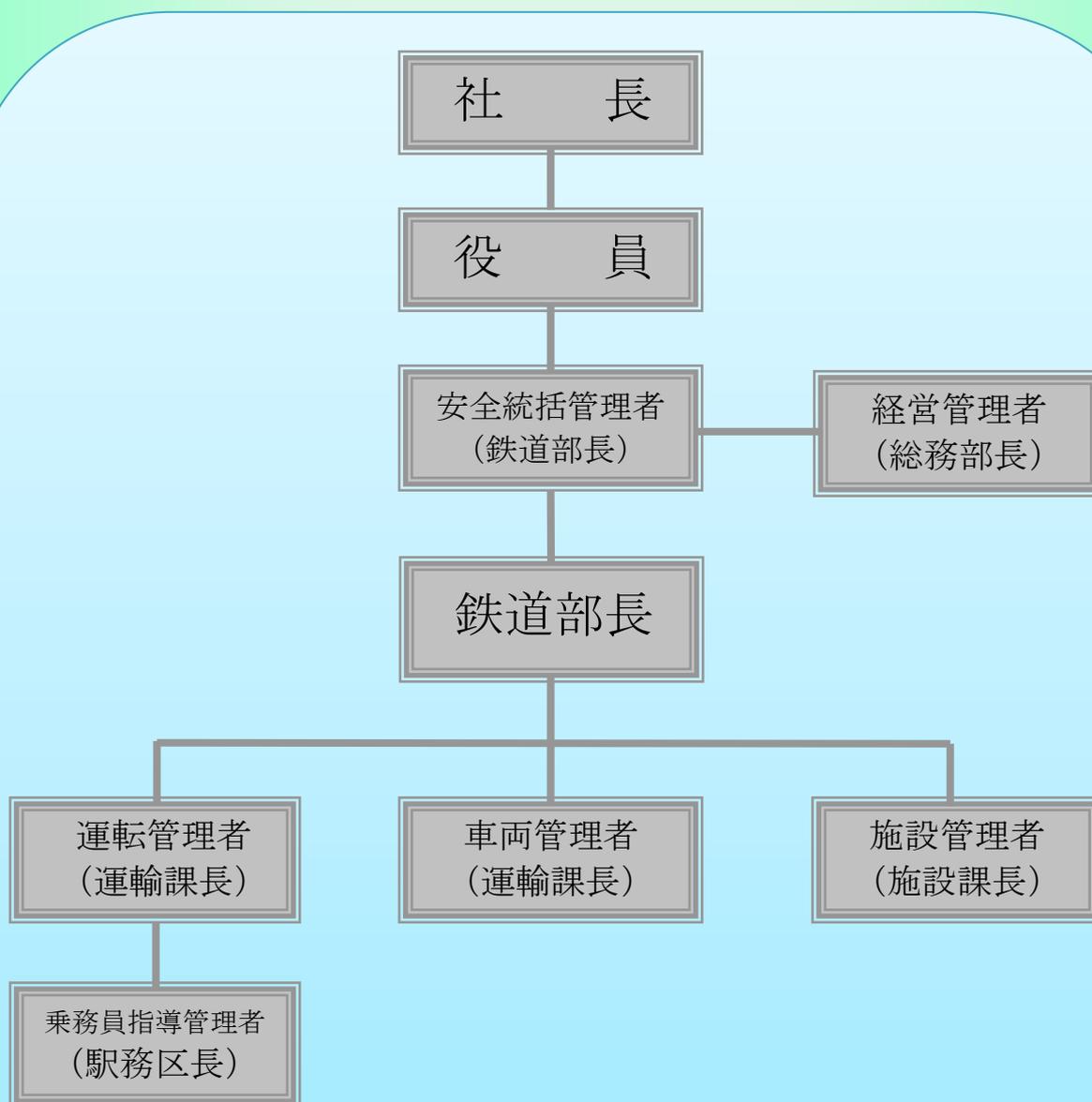
当社では、昭和61年10月9日開業以来、人的ミスに起因する事故は発生しておりません。今後ともお客さまが安心してご利用いただくためにも、「重大事故・重大インシデント」は勿論のこと、人的ミスに起因する事故ゼロを目標に、安全意識の高揚と事故防止に取り組んでまいります。

3 安全を確保するための管理体制と方法

3-1 安全確保するための管理体制

野岩鉄道では、鉄道事業法に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業運営の方針、事業の実施及び管理体制・方法を定めることにより、安全管理体制を確立し輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的として、「安全管理規程」を制定いたしました。同規程には、輸送の安全を確保するための基本方針、行動規範のほか、社長が選任した安全統括管理者のもと、輸送事業における安全の確保に関する体制、責任者の役割、権限等について定めております。

安全管理体制図



3-2 主要管理者の責務

(1) 社長の責務

社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責務を負い、主に下記事項を行う。

- ① 輸送の安全を確保するための運輸事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、運輸事業の実施及び管理の方法を定める。
- ② 輸送事業の遂行に当たり、設備、輸送、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定に関して適切な管理責任者を配置し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる。
- ③ 輸送の安全を確保するため、輸送事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- ④ 安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。
- ⑤ 事故・事故のおそれのある事態・災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、社員等に周知、徹底をする。
- ⑥ インフラ設備等について、必要な措置が講じられるよう関係行政機関に要請を行う。

(2) 安全統括管理者の責務

安全統括管理者は、輸送の安全確保に関し、下記に掲げる責務を有する。

- ① 鉄道施設・車両・運転取扱いの安全性及び相互の部門間の整合性を確保するとともに、安全確保を最優先し輸送業務の実施及び各管理部門を統括管理すること。
- ② 社員等に対し、輸送の安全に関する法令及び関連する規程等の遵守と安全第一の意識を徹底させること。
- ③ 輸送業務の実施及び管理の状況について、随時確認を行い、必要な改善の処置を講じること。
- ④ 輸送の安全の確保に関する事業運営上の重要な決定に参画し社長または役員その他必要な責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での必要な意見を述べること。
- ⑤ 輸送の安全の確保に関し、事故、災害等その他必要な情報を収集し、運転管理者その他必要な責任者にこれを周知または必要な指示を行うこと。

以上の事項について、会社全体を見渡し、安全推進体制の確保強化に取り組んでおります。

3-3 安全を確保するための管理方法

野岩鉄道では、以下の安全管理方法によって、安全推進体制の確立に取り組んでおります。

(1) 運転事故防止対策委員会

運転事故防止・災害防止・テロ対策等について、2カ月に1回「運転事故防止対策委員会」を開催しております。同委員会は、安全統括管理者である鉄道部長を委員長とし各部の責任者及び関係管理者が出席し安全に係る全ての事項について、計画・対策・評価・見直し等の審議をし、安全対策に取り組んでおります。

(2) 部課長会議

本会議は、社長、役員、常勤監査役も出席するとともに各部課区の責任者が出席し、月1回開催しております。同会議は会社としての経営方針、営業方針等も含め審議するほか、各部門からの業務関係・職場環境等情報報告の中で職場内に発生するいわゆる「事故の芽」「インシデント」事例等について審議し、その場で見直し改善できる事項や時間・経費を要する事項等について経営トップの判断を仰ぎながら実行に移し、輸送の安全確保を図っております。

(3) 「輸送の安全」総点検運動

野岩鉄道では、夏季及び年末年始期の年2回、繁忙期における事故防止体制とテロ対策確立を図り輸送の完遂を期するため、「輸送の安全」総点検運動を実施しております。本運動においては、各部門が実施項目を設定し、日常作業における慣行、手抜き、基本動作の不履行等「事故の芽」対策のチェック点検を行っております。

(4) 経営トップによる実作業の確認と現業職場巡回及び訓示

年2回実施される「輸送の安全」総点検運動期間中、経営トップ及び取締役が現業職場を巡回し、運転事故防止と安全意識の徹底を図るとともに、通常業務に対する慰労と協力及び実作業の確認を行っております。



総点検 職場巡回社長訓示

(5) 継続的な安全性の向上

原則2カ月に1回開催される「運転事故防止対策委員会」、また社長が出席し、毎月開催される「部課長会議」で審議される会社経営計画、施設整備計画、業務運営計画、従業員の教育訓練、輸送の安全対策等については

計画 (P l a n) → 実施 (D o) → 評価 (C h e c k) → 見直し (A c t)

のサイクルにより、会社全体計画で裏打ちされた予算または教育計画案の実施項目について、計画された事項がPDC Aサイクルどおり推進されているかを上記委員会・部課長会議で報告、検証し継続的な安全性の向上に努めております。



部課長会議

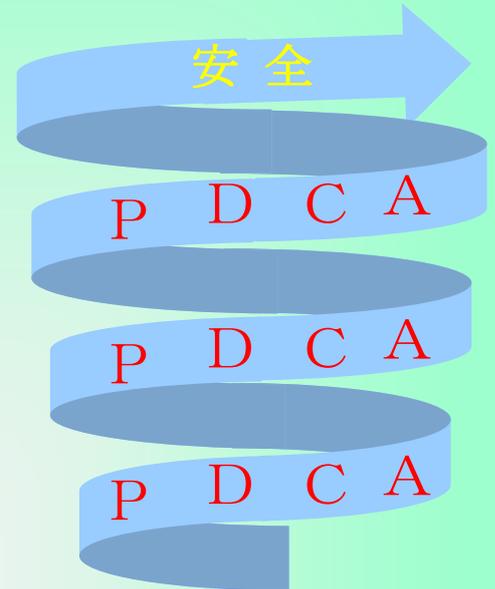


運転事故防止対策委員会

輸送の安全の確保に係るPDC Aサイクル

- P** l a n 計画
「各種安全対策」「事故防止対策」の
計画・作成・予算化
- D** o 実行
計画された安全施策・対策の実施
- C** h e c k 評価
施策の進捗管理・効果の確認
- A** c t 見直し・改善
施策や対策の見直し運転事故防止対策委員会
部課長会議によりPDC Aを推進し安全施策の
実施結果を次の計画に活かし、安全の向上・対
策改善を図っています。

繰り返し続けることで
安全は高く大きくなります。



3-4 安全管理体制の充実を図るために

野岩鉄道では、安全管理体制を明確化し、輸送の安全に対する組織の一層の強化を目的として、制定した「安全管理規程」に基づき、安全を最優先する安全意識の徹底を図り、安全管理体制をより充実化し、「輸送の安全」に向けた取り組みを行っております。

また、輸送の安全を推進するため、年間の業務計画については、PDC Aサイクルをより推進し、安全に関する対策、情報の展開、改善、見直しに努め、更なる安全管理体制の充実を図っております。

今後とも、引き続き安全に関するマネジメントの考え方や安全管理規程の主旨を十分に理解し、輸送の安全確保のために継続的に取り組んでまいります。

4 鉄道事故・障害等に関するご報告

2013年度に野岩鉄道で発生した鉄道事故等は、4-1 輸送障害のとおりです。
なお、以下〔鉄道事故等の種類〕に記載した鉄道運転事故及び、その他の電気事故、インシデント（鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）は発生しておりません。

〔鉄道事故等の種類〕

（1）鉄道事故

- ① 鉄道運転事故
列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故、鉄道物損事故
- ② 輸送障害
鉄道による輸送に障害を生じた事態で、鉄道運転事故以外のもの
- ③ 電気事故
感電死傷事故、電気火災事故、感電外死傷事故、供給支障

（2）災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により鉄道施設又は車両に生じた被害

（3）インシデント

鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態
閉そく違反、信号違反等、信号冒進、本線逸走、工事違反、車両脱線施設障害、車両障害、危険物漏洩
※詳細は国土交通省令〔鉄道事故等報告規則〕をご参照ください。

4-1 輸送障害

当社で2013年度に発生した輸送障害は、車両障害1件及び自然災害による鉄道外障害が2件発生いたしました。

4-2 運転の見合わせ及び列車遅延時間

4-1の輸送障害3件により、列車運休43本、列車遅延時間は219分でした。

5 安全への取り組み

野岩鉄道では、安全性向上施策、職員教育、安全活動、緊急時対応訓練、鉄道テロ対策、列車妨害対策など、様々な安全への取り組みを実施し、事故・災害の未然防止、被害の最小化を図るため、常にたゆまぬ努力をしております。今後も、引き続きお客さまや沿線の皆さまのご協力をいただきながら、さらに安全性の高い鉄道会社を目指します。

以下に、野岩鉄道が実施した主な安全への取り組みの一部についてご紹介いたします。

5-1 重点安全施策

野岩鉄道では、安全性向上のための、駅の安全対策、軌道の安全対策、防災対策を重点的に実施いたしました。引き続き、今後も安全性向上に努めてまいります。

以下に、駅および軌道、防災に関する安全対策の取り組みについて紹介いたします。

(1) 踏切道の安全対策（2013年度実施）

冬期間は降雪日も多く、雪解け時には踏切道のゴム板上で滑ることがあり、歩行者の転倒や自動車の滑走防止のため、滑り止めの対策工事を施工いたしました。

施工前

ゴム板の表面が平らなため、雪解け時に滑ることがある



施工後

ゴム板の表面に溝を入れることにより滑りを防止



(2) 通信ケーブルの更新工事

(2013年度実施)

野岩鉄道は、昭和61年10月開業から28年が経過し設備の老朽化対策が必要になっております。

通信ケーブルについては、経年の劣化により絶縁抵抗が低下していたことから、情報伝達の確保を図るため、全区間において通信ケーブルの更新工事を施工、その費用については国及び沿線自治体の補助金を活用し更新いたしました。



(3) 駅の安全対策

① 駅ホームの停電時の対応（2013年度実施）

災害時等、停電時の異常事態において、お客さまに安心してご利用いただけるよう、駅ホームや通路に、非常電灯電源設備を設置いたしました。



非常電灯電源設備

② 駅ホームの補修（2013年度実施）

駅ホームの点検を逐次行い、経年の劣化および凍害等により破損したホームや階段（通路）等を見つけた場合は、速やかに補修を行い、お客さまのホーム通行時の安全確保に努めております。

補修前



補修後



(4) 軌道の安全対策

総合軌道検測車・マルチプルタイタンパー（線路道床つき固め車両）および除雪車運行

お客さまに安全・快適に乘車していただくために、軌道検測車およびマルチプルタイタンパーによる軌道整備（道床のつき固め）を実施しております。

また、降雪時には除雪車による除雪を実施し、列車の運行の安全を図っております。



総合軌道検測車



マルチプルタイタンパー



除雪車

(5) 防災対策

- ① 落石対策 「2000年度実施 男鹿高原～上三依塩原温泉口間、
2006年度実施 上三依塩原温泉口～中三依温泉間に設置」

落石対策として、落石防止網、落石防止柵等設置の他、上三依塩原温泉口駅～男鹿高原駅間には、落石検知装置を設置しております。この装置は、線路沿いの崖などからの落石を検知すると、運転指令所に知らせると同時に、付近を走行中する列車に落石を知らせ、列車を緊急停車させるものです。



表示装置

落石検知装置

現地の落石検知装置



落石検知表示装置

- ② 地震対策 (2010年度更新)

新藤原駅構内に設置してある地震計により震度を把握し、震度に応じた運転規制を行っております。



地震計震度表示装置



地震計本体

- ③ 強風対策 (2012年度更新)

野岩鉄道は、高架橋が多く強風を受けやすいため風速計を設置し、風速に応じた運転規制や運転の見合せを行っております。また、施設区員が日常の点検等において、線路沿いの樹木が強風で倒れ、列車の運行に支障がある場合は勿論のこと、その他倒木により列車の運行に支障が出るおそれがあるものを発見した場合は、樹木の所有者にご協力をいただき、樹木の伐採を行っております。



三杯風速計



風速計表示

④ 大雨対策（2011年度更新）

運転指令所では、新藤原駅と上三依塩原温泉口駅に設置してある雨量計の観測データを監視し、大雨による土砂崩れや河川増水のおそれ、運転規制などを判断しております。



雨量計表示

(6) 車両の安全対策（2011年度実施）

① 転落防止用外ホロ

お客さまのホームから車両連結部への転落を防止するため転落防止用外ホロを全編成に設置しております。



② 運転士異常時列車停止装置（デットマン）

運転士の異常時に列車を自動的に停止させる装置です。



③ 運転状況記録装置

運転中の状況（速度やブレーキの状況等）を把握するための記録装置です。



5-2 安全活動

(1) KYT(危険予知トレーニング)活動

野岩鉄道において「業務災害等の防止を目的とした安全教育」を全職員に実施しております。これは、危険に対する感受性および危険予知能力を向上させることにより、普段の行動の中に潜む「危険要因先取り」を身に付けることで、職種を超えた全員がヒューマンエラーによる事故や災害を未然に防ぐことを目的としております。



(2) 3社事故防止検討会

野岩鉄道、東武鉄道、会津鉄道の3社による相互直通運転において、ご利用いただくお客さまに、より安全で安心してご利用いただけるよう、年に2回運転事故防止検討会議を開催し事故防止の向上に努めております。



(3) その他

① 線路内の作業における作業員の安全確保

線路内および線路に近接する作業にあたる際は、安全ベスト(V字型の蛍光色を配したベスト)を着用し列車からの視認性向上を図るなど、安全性の確保に努めております。



安全ベストの着用



列車接近了解合図

② アルコール検知器の使用

運転士及び車掌には勤務を控えての飲酒禁止の徹底と乗務前には必ずアルコール検知器を使用して、事故防止を図っております。



出勤時のアルコール検知
(2006年導入)



外泊乗務員のアルコール検知
(2012年導入)

5-3 緊急時対応訓練

野岩鉄道では、緊急時に対応するため様々な訓練を実施しております。

訓練名	内容	実施日	実施場所
野岩・東武・会津・東武ステーションサービス 合同異常時訓練	出発信号機故障時の対応	2013年 7月17日	新藤原駅～ 鬼怒川公園駅間 (東武鉄道)
発災対応訓練	震度4の地震発生を想定した対応	2013年 9月2日	中三依温泉駅～ 男鹿高原駅
他社シミュレータを活用した訓練	踏切障害・人身事故 ドア故障・車両接触	2013年 10月、11月	東武鉄道(株) 鉄道乗務員養成所
異常時総合訓練	トロリー線添え線及び架線金具類損傷の復旧作業・保安装置故障時の対応等	2013年 12月5日	新藤原駅構内

◎他社の鉄道運転訓練施設を活用したシミュレータ訓練の実施

東武鉄道乗務員養成所において、事故が発生した際の対応方法について、鉄道運転訓練シミュレータを活用した訓練を実施し、乗務員及び管理者のスキルアップ教育・訓練を実施いたしました。



鉄道運転訓練シミュレータを活用した訓練



野岩・東武・東武ステーションサービス・会津鉄道合同異常時訓練



発災対応訓練



異常時総合訓練

5-4 鉄道テロ対策

野岩鉄道では、鉄道テロ対策に国土交通省が作成した「鉄道テロへのガイドライン」に基づき、取り組んでおります。

(1) 目に見える鉄道テロ対策

① 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置して駅事務室にてモニターで監視しております。



防犯カメラ



監視モニター

② 不審物の発見等に関するご協力お願い放送等

駅構内や列車内において、不審物の発見等に関するご協力をお願いする掲示や放送等を行っております。

③ 「警戒中」腕章、胸章着用で点検

「警戒中」をアピールするため腕章、胸章、掲示板により警戒態勢を敷いていることが見える形で巡回警備を行っております。



車内点検



駅の掲示板

5-5 列車妨害対策

列車の運行を妨害する行為には、線路への置石及び物の放置・列車への投石・車両への落書きなどがあります。

このような行為は、列車往来危険、器物損壊罪などの犯罪行為であって、列車の運行に支障をもたらす大変危険なことで、場合によっては車内のお客様がお怪我をされることもあります。

今後も、関係警察と連携して、これらの行為の防止に努め、警備等の巡回の強化を図ります。



立入禁止標



置石防止看板

※ 野岩鉄道からのお願い

線路内に物や石を置くことや電車に物を投げる妨害行為、車両への落書きやいたずらなどの行為を見かけましたら、お近くの駅や新藤原駅または野岩鉄道本社にお知らせください。

6 ご利用のお客さま、沿線の皆さま、 関係者の皆さまとともに

野岩鉄道では、地元自治体・警察・消防とともに協力して事故防止を図っております。また、ご利用のお客さま、沿線の皆さまへのPR活動を推進しております。

6-1 ご利用のお客さま、関係者の皆さまへのPR活動

春・秋の全国交通安全運動への参加

① お客さまへのPR活動

期間中、駅および本社に交通安全横断幕の掲出、また、踏切道には交通安全のぼり旗を設置し、列車内および駅においてはPR放送を適宜行っております。

② その他

沿線小学校へは、列車妨害（線路置石）防止の啓発活動、踏切道通行時の指導等を所轄警察署と協力して行っております。



交通安全運動横断幕



交通安全運動のぼり旗



沿線保育園児を対象とした踏切道通行時の指導

6-2 関係者の皆さまとの協力体制

(1) 異常時総合訓練における外部機関との連携

毎年1回異常時総合訓練を実施しております。これは、地元消防署や警察署と協力して訓練を実施するもので、不審物・不審者などテロによる事故・急病人発生時および酔客の対応法など実践的に訓練し知識、技能の向上を目的としております。

(2) 子ども安全見守り所・こども110番の駅

全国的に登下校時の子どもが犯罪の被害にあう事件が多発しており、野岩鉄道では危険から子どもを守るため、自治体等と連携し、新藤原駅を「子ども安全見守り所」および「こども110番の駅」として、児童・生徒が身の危険や、不安を感じたときに、直ちに駆け込み、救助を求められる緊急の避難場所として、子どもの安全確保を図っております。



子ども安全見守り所・こども110番の駅

6-3 ご利用のお客さまへのお願い

野岩鉄道から、ご利用のお客さまへ、電車を安全・安心にご利用いただくためのお願いがあります。

(1) ホームでのお願い

- ① 電車の乗降の際は **→ 無理なご乗降はおやめください！**

発車間際の駆け込み乗車や余裕のない降車は、転倒や転落事故につながるだけでなくドアに挟まれ思わぬ事故につながりかねず大変危険です。

また、列車に遅れが発生し、ご乗車されているお客さまのご迷惑にもなります。お客さまが快適にご利用できるよう、また列車の安全運行確保のためご協力願います。

- ③ ホームを歩くときは **→ 黄色い線の内側をお歩きください！**

ホーム歩行時に黄色い線の内側を歩行してください。ホームの端を歩くことにより、列車との接触事故や、ホーム下転落につながるおそれがあります。



(2) 車内でのお願い

電車は安全確保のため、やむを得ず急停車することがあります。電車の中では、座席にお座りになるか、手すり・つり革におつかまりください。

ベビーカーをご利用のお客さまは、ベビーカーは急停車のとき動いたり転倒するおそれがありますので、ストッパーをかけベビーカーから手を離さないようご注意ください。混雑した車内では他のお客さまのご迷惑とならないよう、ベビーカーを折りたたんでいただきますようご協力願います。

また、非常の場合は、**車内の非常報知器の赤いボタンを押してください。**



車内の非常報知器

(3) 踏切でのお願い

- ① 警報機が鳴り始めた時は **→踏切内に入らないでください！**

警報機が鳴り始めたら、電車が直ぐ近くにきています。危険ですから電車の通過を待つて、安全を確かめてからお渡りください。

- ② 万が一、車が踏切内に閉じ込められた時は **→遮断桿（しゃだんかん）を車で押して脱出してください！**



電車が直ぐ近くです



入ってしまったら遮断桿（しゃだんかん）を車でそのまま押してください

- ③ 踏切およびその付近で異常を発見した時は → **非常ボタンを押してください!**
押ボタン式踏切支障報知装置（非常ボタン）が設置してある踏切では、すぐに非常ボタンを押してください。



踏切用非常ボタン

(4) 業務用ビニールなどの架線への飛来防止のお願い

業務用ビニールなどが強風で飛ばされて架線に絡むと列車の運行に支障が生じることから業務用ビニールなどは風に飛ばされないよう保管、管理願います。

(5) 迷惑行為に対するお願い

お客さま同士の喧嘩などの暴力行為、痴漢など迷惑行為を見かけた場合は、駅係員、乗務員にお知らせください。

電車を快適にご利用していただくため、お客さまのご協力をお願いいたします。

7 安全報告書へのご意見や列車のご案内

列車の運行状況、時刻、運賃や沿線情報などに関しては野岩鉄道ホームページ、または、野岩鉄道本社にお問合せください。また、本報告書に関するご意見・ご要望につきましても、今後の参考にさせていただきますので、ぜひともお寄せくださいますようお願いいたします。

野岩鉄道に関するお問い合わせ

野岩鉄道本社 TEL 0288-77-2355
(受付時間 9:00~17:00)

野岩鉄道ホームページ <http://www.yagan.co.jp>



マスコットキャラクター